

鹿追町高齢者等社会参加促進事業のお知らせ

鹿追町では、高齢者等の細やかな交通手段の確保や外出機会の促進を図ることを目的として、町内の高齢者等に対し、タクシー運賃及び料金を助成します。

制度の概要

1. 名称

鹿追町高齢者等社会参加促進事業要綱

2. 対象者

町内に住所を有し、かつ現に居住しており、**自動車を所有していない**、または所有しているが**運転できない方**の内、次のいずれかの要件を満たす方。

- (1) 満70歳以上である
- (2) 運転免許証を自主返納した
- (3) 身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている
- (4) 療育手帳の交付を受けている
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- (6) 要支援認定、または要介護認定を受けている

※(3)～(5)については18歳以上

※町税等を滞納している、老人福祉施設、病院等に
入所、入院している方は除きます。

3. 助成内容

町が定める事業所の利用料金について使える助成券
(1枚につき**710円**分の助成)を年度毎に交付します。

※R8.4より助成券1枚の金額が変更になりました。

※一部地域については自宅から鹿追町役場までの距離にて助成券の枚数を算定しています。下記の表は、算定枚数の下限になります。

行政区	課税世帯所属	非課税世帯所属
上然別	59(枚)	89(枚)
美蔓	44	66
下鹿追	33	50
中鹿追	30	45
鹿追行政区 ☆	22	33
笹川	36	54
北鹿追	56	84
北瓜幕	71	107
南瓜幕	68	102
中瓜幕	90	135
東瓜幕	110	165
上幌内	61	92
幌内	34	51
瓜幕市街 ☆	65	98
鹿追市街 ☆	15	23

※申請月により枚数を月割り、切り上げします。

☆印の地域については、距離による枚数の変更はありません。

4. 助成券の使用方法

- (1) 助成券に氏名を記入
- (2) 町内でタクシーに乗る
- (3) 町内で降りる際に、助成券と運賃との差額を支払う

5. 対象事業所

鹿追ハイヤー株式会社、福祉タクシー・なの花

6. 申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書
- ②障害者手帳等の写し（該当者のみ）

申請書は、役場担当窓口にて請求するか、
鹿追町ホームページからダウンロードできます。



7. 申請方法

役場企画課、瓜幕支所、トリムセンター、いずれかの窓口にて、申請書をご提出ください。（申請場所で記入することもできます。）**FAX(0156-66-1020)**や下記QRコードより**オンライン申請**もできます。助成券は後日、郵送します。

8. 注意事項

- (1) 助成券は、乗車場所、降車場所及び運行経路の**全てが鹿追町内の場合のみ**利用できます。
- (2) 使用する際には、裏面に氏名をご記入ください。
- (3) 助成券は、**本人のみが使用できます。夫婦間であっても、譲渡や貸与はできません。**
- (4) 助成券を使用する際には、その他の助成券、金券、割引制度との併用はできません。
- (5) 助成券でお釣りはできません。

助成券の有効期限

発行年度の3月末日

問い合わせ先

鹿追町役場 企画課 企画係
電話 66-4032 直通
E-mail kikaku@town.shikaoi.lg.jp
鹿追町ホームページ
<http://www.town.shikaoi.lg.jp/>



運転免許証の自主返納者に対する助成券の追加について

平成 27 年 4 月から、鹿追町では自動車を所有していない、所有していても運転ができない高齢者や障がい者等を対象に鹿追町高齢者等社会参加促進事業助成券（タクシー利用助成券）を交付しています。

- 平成 29 年 4 月から、**運転免許の自主返納を行った方**については、年度に応じて交付されるタクシー利用助成券の枚数が**2 倍～3 倍**になります。※免許の失効をされた方に対しては、タクシー利用助成券の追加はしておりませんので、ご注意ください。
- 令和 6 年 4 月から、**年齢に制限なく**、運転免許証を自主返納した方へのタクシー利用助成券の発行をします。

<対象者>

2 年度以内に運転免許証を自主返納し申請による免許の取り消しを受けた方

<必要書類>

公安委員会が交付する、
申請による運転免許の取消通知書の写し。

<助成内容>

免許を返納し、助成券追加の申請をしてから 1～2 年目⇒券の枚数が**3 倍**
// 3 年目⇒券の枚数が**2 倍**

<注意事項>

免許証の自主返納から「2 年度以内」に「助成券追加」の申請を行ってください
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の間に自主返納した方⇒**令和 9 年 3 月までに申請**
令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の間に自主返納した方⇒**令和 10 年 3 月までに申請**
令和 8 年 4 月以降に自主返納する予定の方⇒**返納日から 2 年度以内に申請**

<運転免許自主返納について>

運転免許の自主返納は、新得警察署・帯広運転免許試験場で行えるほか、役場で臨時窓口を開設する場合があります。
令和 4 年 11 月 1 日からは「郵送による運転免許証自主返納」の手続きが開始されました。詳しくは、新得警察署 ☎0156-64-0110 までお問合せください。



◎利用できる事業所

・有限会社鹿追ハイヤー
(0156-66-2525)

<月～土>最終 18:00 までに電話で受付

<祝日>最終 17:00 までに電話で受付

<日>最終 12:00 までに電話で受付

・福祉タクシーなの花
(090-3590-8057)

8:00～17:00

<最終 16:30 までに電話で受付>

<夜間の希望があれば 21:00 まで受付>

※身体障害者の交付を受けている方、要介護・要支援認定を受けている方、単独での公共交通機関の利用が困難な方のみ利用可能